

第 10 回

熊本県議会

# 決算特別委員会会議記録

平成21年 2 月 20 日

(平成19年度決算)

(不適正な事務処理に係る調査報告等)

閉 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

平成21年2月20日（金曜日）

午前11時16分開議

午後0時17分閉会

本日の会議に付した事件

- 1 物品調達等に関する不適正な事務処理に係る調査報告について
- 2 意見調整等

出席委員（13人）

委員 長 早 川 英 明  
 副委員 長 井 手 順 雄  
 委 員 倉 重 剛  
 委 員 氷 室 雄一郎  
 委 員 福 島 和 敏  
 委 員 佐 藤 雅 司  
 委 員 池 田 和 貴  
 委 員 森 浩 二  
 委 員 早 田 順 一  
 委 員 濱 田 大 造  
 委 員 山 口 ゆたか  
 委 員 上 田 泰 弘  
 委 員 高 野 洋 介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知 事 蒲 島 郁 夫

総務部

部 長 角 田 岩 男

首席総務審議員兼

人事課長 田 崎 龍 一

出納局

会計管理者兼

出納局長 宮 田 政 道

首席会計審議員兼

会計課長 藤 本 玉 留

管理調達課長 坂 本 友 春

教育委員会

教育長 山 本 隆 生

首席教育審議員兼

教育政策課長 吉 村 孝

警察本部

本部長 横 内 泉

参事官兼会計課長 吉 村 郁 也

事務局職員出席者

議事課長 東 泰 治

議事課課長補佐 徳 永 和 彦

議事課参事 小 池 二 郎

午前11時16分開議

○早川英明委員長 ただいまから、第10回決算特別委員会を開会いたします。

着座させていただきます。

前回の第9回委員会において、執行部からの調査概要が取りまとめ次第報告を受け、決算に係る審査を進めていくとしていたところですが、本委員会に、知事からの出席の申し出とともに、知事部局、教育委員会、そして警察本部それぞれにおける物品調達等に関する不適正な事務処理問題に係る調査について、報告の申し出がっております。

本日は、まず、知事、教育長、警察本部長から報告について説明を求めた後に質疑を受けたいというふうに存じます。

それでは、蒲島知事、説明をお願いします。

○蒲島知事 おはようございます。

大変異例ではありますが、決算特別委員会の時間をいただきまして、不適正経理問題について御報告申し上げます。

私は、マニフェストの中で、裏金の調査を行うことを県民にお約束しました。それを受けて、昨年7月に全庁調査を行い、自主申告の結果、不適正な経理はないという報告を受けました。しかし、昨年11月に、会計検査院の調査により、自然保護課で、いわゆる預け金の存在が判明しました。私はこれに大変ショックを受け、12月に、徹底的な全庁調査を命じました。

調査には、弁護士、公認会計士、税理士で構成する外部調査委員会主導のもと、記録が残っている平成15年度以降について、徹底的に実施いたしました。約600名の退職者を含む約5,500名の職員から聞き取り調査を行うとともに、約800の物品等納入業者の皆様にも、書面・実地調査を行いました。

残念ながら、調査結果は、その件数、金額とも想像を超えるものでした。業者の方々への預け金や異なる物品が納入される差しかえなど、不適正な経理が、知事部局、教育庁、警察本部で確認されました。

知事部局においては、不適正な経理が、全283所属のうち97所属で行われていました。預け金は、平成15年度からこれまでに16所属で行われ、総額1,900万円余りを確認しました。差しかえは、同じく平成15年度から94所属で行われ、7,400万円余りを確認しております。不適正な現金が保有された事例も1例あります。加えて、報告された物品の中には、一部で業務との関連性に疑いがあるものも判明しております。

中間報告の詳細につきましては、この後人事課長から改めて説明させていただきます。

今回の調査結果の報告を受けて、私は、その金額、件数の大きさに愕然といたしました。そして何よりも、県議会を初め県民の皆様方に大変申しわけないという思いでいっぱいあります。皆様の信頼を損なうこうした不適正経理について、心よりおわび申し上げます。

私は、今回の調査結果について、それぞれに原因や問題があったと思いますが、職員の意識や物品調達のある方自体に、より大きな問題があったのではないかと考えています。

不適正経理の要因としては、例えば、執行残をなくしたいという予算執行における誤った考え方、物品調達の手続に時間をかけたくないという経理事務に対する安易な気持ち、突発的に備品等を調達する必要が生じた場合の物品調達システムの弾力性の問題、発注から納品までの各段階でのチェック体制など、システム運用上の問題が挙げられます。

しかし、どのような事情があるにせよ、公金を取り扱う者として、このような不適正な経理は許されるものではありません。こうしたことが二度と起こらないような対策を講じる必要があります。

そのため、職員の意識改革の徹底を図るほか、予算執行や物品調達システムの見直しなど、全職員が一体となって、不適正な経理をしない、できないシステムづくりに取り組むことを、ここにかたくお約束申し上げます。

まず第一歩として、本日夕方、課長補佐以上の職員に対し、直接私から訓示を行います。また、再発防止に向けた具体策の取りまとめを急ぎ、3月下旬までには最終報告をさせていただきます。

本県を取り巻く厳しい状況を考えれば、今こそ県民の総力を結集して、この難局を乗り越えていかなければならないことは明らかであります。このような時期に、県民の皆様方の信頼を損なうような結果となってしまったことは痛恨の極みであります。

しかし、それと同時に、今回徹底的な調査をしてよかったと感じております。熊本県政史上ここまで徹底した調査は初めてであります。人間だれも過ちは口に出したくないものです。しかし、私の12月の呼びかけに、すべての職員はそれを真摯に受けとめ、勇気を出して申告してくれました。このことに心から

感謝しています。私は、彼らを含め、職員に対して愛情を持って接していかなければいけないと思っています。

私は、これですべての事実が明らかになったと信じております。これを契機に、熊本県庁は生まれ変わります。私を含め、全職員が今回の件を深く胸に刻み、県民の皆様の信頼回復に全力を挙げてまいります。

最後に、県政を預かる最高責任者として、心からおわび申し上げます。

○早川英明委員長 続きまして、人事課長から説明をお願いします。

田崎人事課長。

○田崎人事課長 人事課でございます。

○早川英明委員長 着座してください。その方がマイクの通りがよございます。

○田崎人事課長 じゃあ座らせていただきます。

お手元の「物品調達等に関する不適正な事務処理に係る調査報告(知事部局)」と書いてあるものがあると思います。それをごらんいただきたいと思います。

今回の調査は、昨年12月から全庁調査に着手しまして、知事部局の全所属及び納入業者を対象に、書面及び実地による調査を行ってまいりました。

1の調査の概要の調査経過をごらんいただきたいと思います。

昨年12月1日に、庁内調査委員会を設置しまして、12月9日には、外部調査委員会を設置いたしました。12月15日に、第1回の外部調査委員会を開催して、調査スケジュール、調査手法等について審議をいただきました。そして、16日には、各部局及び物品等納入業者に対しまして調査票を発出し、調査を開始したところでございます。1月中旬までには

調査票を回収し、その後、業者及び各所属への実地調査を行い、1月下旬から順次最終調査票の提出を受け集計し、このたび中間報告として取りまとめたところでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。

調査では、知事部局の全283所属及び物品等納入業者788事業者を対象といたしました。調査対象期間は、平成15年度から平成20年度までです。調査内容といたしましては、預け金、差しかえ、不適正な現金等を調査しております。

(5)の調査方法でございますが、知事部局全所属への調査票による書面調査を実施しております。具体的には、全職員へのヒアリング、支出帳票等のチェック、備品相当品の取得経緯の確認を行いました。また、物品等納入業者に対しましても、書面調査を実施し、不適正取引の有無及びある場合にはその詳細について尋ねましたが、廃業等で連絡がとれない業者を除き、すべての業者から回答を得たところでございます。

該当事案のあった83の納入業者すべてについて実地調査を行い、業者の持つ帳簿との照合を行っております。また、該当事案のあった所属のうち、発生金額の多い36所属について実地調査し、取得した備品相当品の使用状況などについてヒアリングを含め、確認をいたしております。

3ページをごらんいただきたいと思います。今回の調査結果の総括表でございます。

表の上段に、本庁各部局及びその出先機関を、表の下段には、各地域振興局を記載しております。表の左から、部局名、所属数、そのうち今回の調査に該当する所属数、該当する調査内容種別の順に記載しております。

一番下段の網かけのところをごらんいただきたいと思いますが、今回の調査結果、全283所属のうち97所属、34.3%に当たりますけれども、その97所属で発生しております。

また、発生率では、本庁で37.3%、出先で57.5%、振興局で27.4%となっており、試験研究機関などの出先機関が高くなっておりま

す。  
4ページをごらんください。ここからが内訳になります。まず、預け金に関する調査で

ございます。  
所属数でございますが、9部局の16所属で発生しており、これは、全所属の5.7%に相当して

おります。  
次に、(イ)の預け金額でございますが、5年間の預け金総額が1,978万6,496円で行いました。部局別に多い順を見ますと、土木部が約510万円、農林水産部が約434万円、商工観光労働部が約373万円の順になって

おります。  
また、使用金額1,968万3,449円を除いた10万3,047円が、2月1日現在で2所属で残っております。また、表(ウ)年度別の預け金額でございますが、平成16年度が最も多く、約955万円となっており、その後は減少して

おります。  
次に、5ページをごらんください。

②状況概況でございます。丸ぼつの2番目でございますが、預け金には、まとまった金額を預けて、随時必要な物品を依頼しているケースと、コピー用紙などの物品そのものを預けているケースがございました。平成20年度に預け金を行った所属はございませんでしたが、前年度からの残額が、先ほど申し上げましたように、2所属で10万3,047円ございました。

次に、③預け金の使途でございます。使途は、ほとんどが公用でございましたが、一部業務との関連性について調査中の物品も含まれております。また、大部分が消耗品でございましたが、一部デジタルカメラ等の備品相当品もございました。

④預け金が行われた主な背景・要因でございます。これについては、今後精査する必要

がありますけれども、現場からヒアリングした結果を載せてございます。

執行残をなくすため業者に預けたもの、翌年度の予算減額を考慮して預けたもの、検査薬や試薬など、在庫管理が困難な物品の調達に関して前もって預けたもの、また、大量の消耗品を発注したが、保管場所が確保できなかったため、必要に応じて納品させていたものなどがございました。

続きまして6ページをごらんください。ここからが差しかえについてでございます。

まず、①の差しかえを行った所属数及び金額についてでございます。

(ア)所属数ですが、表の左から、部局名、次に差しかえで購入した物品の区分ごとに所属数を記載してございます。差しかえで購入した物品の内容につきましては、10万円を超える備品相当品、3万円以上10万円以下の備品相当品、業務との関連性について調査中の物品の3つの区分に分けてござ

います。  
今回の調査の結果、94所属が差しかえを行っていることが判明をしてござ

います。  
次に、(イ)部局別の差しかえ金額でございます。これは、上の表を金額に置きかえたものでございますが、一番右の欄、合計額をごらんいただきたいと思いますが、多いところから、農林水産部が約3,166万円、商工観光労働部が約1,687万円、健康福祉部が約683万円となっており、合計が7,468万4,320円となっております。

続きまして7ページをごらんください。

(ウ)年度別差しかえ状況でございます。平成15年度から平成20年度までの差しかえを行った所属数、差しかえの金額を年度ごとに書いてござ

います。  
差しかえのうち、一般会計と特別会計の内訳を記載しておりますが、特別会計につきましては、そこに掲げておりますように、平成15年度に、流域下水道事業特別会計で31万7,306円、港湾整備事業特別会計で、平成16年

度に11万7,416円、同じく19年度に4万6,137円、農業改良資金特別会計が、平成17年度に3万4,650円、それぞれございました。

②状況概況でございますが、丸ぼつの2番目でございますが、発生は、出先の研究機関、検査機関等に集中しております。差しかえの金額を見てまいりますと、平成16年から17年度が多く、1,700万円から1,900万円発生しておりますが、その他の年度も1,000万円程度発生しております。また、差しかえは年度末に多く見られておりますが、中には、組織改編に伴いキャビネットなどの購入などについても見られているところでございます。

続きまして、③差しかえ物品の用途でございますが、主として消耗品等の名目で備品相当品が購入されておりました。また、一部業務との関連性について調査中の物品が含まれております。

次に、④差しかえが行われた主な背景、要因でございます。研究機関において、検査器具などの備品が壊れ、早急に更新する必要があったが、備品調達手続は手間と時間がかかることから、研究に支障があるという理由で差しかえを行ったもの、備品が壊れたので修理しようとしたが、新規購入の方が安かったため購入を考えたが、備品購入費がなかったもので、一般需用費である修理名目で支払ったもの、あるいは、予算流用ができないものと思いついて一般需用費で差しかえを行ったもの、納品検査が適切に実施されず、差しかえ等が見過ごされてしまったなどの背景や要因がございました。

次に、8ページをお願いいたします。

(4)不適正な現金等でございます。

まず、①不適正な現金等が存在した所属及び金額等でございますが、国際課において1件発生しており、残額は4万ウォン、日本円にしまして約2,800円でございます。

次に、②の状況概況でございますが、海外駐在職員用のパソコンが必要になったもの

予算措置されていなかったため、家賃として支出された資金前渡金から購入費用を捻出したものでございます。その残金が現地通貨のまま海外駐在事務所に保管されており、不適正な現金として計上されてございます。

③不適正な現金等が行われた背景、要因でございますが、この事案が発生しました平成18年度に、新たな駐在事務所が設置されたにもかかわらず、業務に必要なパソコンの配備、購入に必要な予算措置がなされていなかったためでございます。

次に、9ページをごらんください。

不適正な事務処理によって調達された物品の具体例を示してございます。

①業務に関係する備品相当品を調達したもののとして、キャビネット、パソコン、デジカメなど、物品の一例をお示ししております。

また、②業務との関連性について調査中の物品でございますが、香典袋、のし袋、デジタルカメラなどの例をお示ししております。これらにつきましては、使用状況や保管の状況などから、業務上真に必要な物品であったかどうか、調査を行っている物品でございます。

なお、この後説明がある教育委員会、警察本部を除きました外局、企業局、病院局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、議会事務局においても同様の調査が実施されておまして、該当する事例はなかったとの報告、連絡を受けておりますので、あわせて報告させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○早川英明委員長 それでは、引き続き山本教育長から、教育委員会についての総括説明をお願いします。

○山本教育長 それでは、教育委員会におきますところの物品調達等に関する不適正な事

務処理に係る調査(中間報告)でございますけれども、この説明に先立ちまして、これまでの経緯等を含めて御説明を申し上げます。

まず、今回の調査の基本といたしまして、県民の皆様への説明責任を果たすためにも、統一した基準や方法により調査を実施すべきと判断いたしまして、知事部局とも相談しながら、すべて知事部局における取り組みと同じ方法、同じ様式等で実施してまいりました。

教育委員会では、昨年11月末に知事部局における事案が判明いたしました後、12月8日に、教育委員会内に、庁内の調査委員会と具体的な調査活動を行うプロジェクトチームを設置いたしまして、物品調達等外部調査委員会の御指導のもとに、対象となる103の所属に対し、教職員も含めた全職員に対するヒアリングや関係する納入業者への実地調査等を行ってまいりました。その結果、5つの所属における240万9,000円の後日納品を行わせるいわゆる預け金と13の所属における393万7,000円の差しかえと言われる不適正な事務処理が判明いたしました。

これらは、事業等実施に必要となる備品類の購入のための備品購入費がなかったことから、本来消耗品等を購入するための一般需用費から購入費用を捻出したものや、一括して購入した紙類の保管場所がなく、業者にそのものを預けた事案等でございます。

また、不適正な現金等につきましては、昨年7月に続き今回も調査を行いました。各所属からはそのような事案はないとの報告を改めて受け取ったところでございます。

以上が中間報告の概要でございます。

公金を扱う者として、また教育に携わる者として、どのような事情があったにせよ、また額の多寡にかかわらず、不適正な方法による処理が許されるものではございません。依然として今日このような状況が存在していましたことは、組織全体としてこれらを許容す

る対質があったんじゃないかと言われても弁解のしようがございません。二度とこのような不祥事を起こさないよう、再発防止につきましては、まずは職員の意識改革を徹底して図ってきたいというふうに思っております。

知事部局とも協議しながら対策を講じてまいりたいと考えておりますが、その第一歩といたしまして、本日午後に、教育庁の幹部職員等を集めまして、私みずから、事の重大さ、その意味することをしっかりと訴え、訓示してまいりたいと思っております。

中間報告の詳細につきましては、後ほど教育政策課長から御説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

ただ、いずれにいたしましても、このような適正な会計処理が行われていなかったことにつきまして、執行機関の責任者といたしまして大変申しわけなく、県民の皆様方に心よりおわび申し上げます。

○早川英明委員長 続きまして、教育政策課長からの説明をお願いします。

吉村教育政策課長。

○吉村教育政策課長 座ったまま説明いたします。

お手元に、表題としまして、県教育委員会における云々(中間報告)という書類があるかと思えます。それに基づいて説明いたします。

教育長の説明にもございましたように、今回の調査は、知事部局における取り組みと同一歩調で実施しております。調査の概要についてはほとんど知事部局と同じでございますので省略いたします。

2ページをお開きいただきたいと思います。

調査対象でございますが、教育委員会の所属が103所属、本庁各課が10、各地方機関が1

9、県立学校74でございます。物品等の納入業者764事業者でございます。

調査内容につきましては、先ほどの知事部局と同じでございます。調査方法も同じでございますけれども、ヒアリングの数が、退職者659名を含む4,890名となっております。

それから、実地調査につきましては、納入業者に対する実地調査を15事業者、それから各所属に対する実地調査を5所属に対して行っております。

それから、3ページでございますけれども、調査結果の概要としまして、発生所属数が、網かけしております一番下の教育委員会の計のところを見ていただきたいと思えます。所属数103に対しまして、該当するところが17、預け金が5個、差しかえが13でございます。で、ここは重複している課がございますので17でございます。

それから、発生率については、一番下に書いておりますように、全庁としまして16.5%という数字になっております。

それから、4ページでございます。

物品購入に係る預けの問題でございますけれども、所属別で申し上げますと、地方機関が2機関、県立学校が3学校で、5つでございます。で、その金額の内訳は、(イ)に書いてありますとおり、約240万円となっております。それは、年度別で申し上げますと、15年から19年まででございます、20年度はございません。

それから、預け金の使途でございますけれども、これは、すべて公用に利用されておまして、コピー用紙、トイレットペーパー等の消耗品の購入に充てられております。

預け金が使われた背景、原因でございますけれども、コピー用紙等につきましては、所属に保管場所がなくて、また、吸湿等の問題もございましたので、一括して購入し、それを業者の方に保管してもらい、必要に応じて納品してもらい、そういう形をとったものが

多うございます。

それから、ちょっと飛びますけれども、日常使用します消耗品類を確保する必要があったこと、あるいは年度末に残った予算を有効に活用したい、そういう考え方から、業者の方に預けを行って、翌年度以降、必要数をその都度納入してもらったというケースもございます。

それから、物品購入に係る差しかえの問題でございますけれども、所属数は、本庁で合計の4、地方機関で4、県立学校で5、合計の13となっております。金額を申し上げますと、全体で393万円余の金額でございます。年度別の差しかえで申し上げますと、これは毎年度発生しております。状況のところを見ていただきますと、全所属の12.6%に相当する額でございます。

それから、6ページをあけていただきますと、差しかえ物品の使途でございますけれども、差しかえ物品の使途は、ほとんど公用に利用されております。一部香典袋が差しかえで購入されていたという事例がございます。これにつきましては――5ページに戻っていただきますと、真ん中の表でございますけれども、直接公務には関係しない物品として3,360円挙げておりますけれども、この分がこの香典袋にかかった費用でございます。

差しかえが行われた背景でございますけれども、一番上でございますけれども、新規事業の開始に伴って必要となる物品あるいは老朽化した備品類を取りかえる必要に迫られたけれども、そういった備品購入費がなかったために一般需用費で差しかえて購入したと、特に、次のところ、問題になりましたのは、聴覚障害のある生徒の受験が見込まれたのだけれども、字幕による英語のリスニングテストを準備する必要がある、ただ、そういった編集機器を購入する備品購入費がなかったということで差しかえを行ったという事例、それから、音声問題の作成に必要な編集機

器を確保する必要があったけれども、そういった購入費用がなかったというケース、それから、来庁者との打ち合わせのためのテーブルとか、あるいは調査依頼者への状況報告を行うために、デジタルカメラで写真を撮って報告する必要があったけれども、そういった購入費用がなかったというケースで、そういった差しかえが行われております。

それから、4番の不適正な現金でございませぬけれども、教育委員会にはございませぬ。

それから、7ページに、参考資料として、公務に係る備品相当品を調達したものを一覧に掲げております。特に、一番下の方、よくわからないかと思ひますけれども、電動コインソーターというのは、これは、コインを電動的にカウントしていく、そういう機械でございませぬ。それから、ブックトラックというのは、本を運ぶための装置でございませぬ。それから、裁断機というのは、これは、プラスチック類を裁断して、それをまた次のステップに使いたいということで、こういった裁断機を買っているものでございませぬ。

それから最後に、直接公務には関係しない物品として香典袋を挙げております。

教育委員会は以上でございませぬ。

○早川英明委員長 それでは、続きまして、横内警察本部長から、警察本部についての総括説明をお願いします。

○横内警察本部長 おはようございませぬ。

それでは、今回、県警察において実施いたしました物品調達等に関する不適正な事務処理に係る調査結果につきまして御報告させていただきます。

県警察におきましては、知事部局、教育委員会と同様に、外部調査委員会の指導を受けまして、昨年12月から、県警察の全所属、全職員を対象に調査を行ってまいりました。その結果、いわゆる裏金や預け金といった事案

はございませぬでしたが、平成15年度において、差しかえに該当する事案が1件確認されております。

県警察におきましては、これまで、警察本部会計監査室による監査や会計経理に関する事務指導等を繰り返すことにより、適正経理の確保に努めてまいりましたが、今回、過去の一部の所属における事案とはいえ、このような事案が確認されたことはまことに遺憾であります。

今後さらに、会計経理に関する指導等を徹底し、会計処理の適正確保に努めてまいりたいと考えております。

調査の詳細につきましては、会計課長から説明させていただきます。

○早川英明委員長 続きまして、警察本部会計課長から説明をお願いいたします。

吉村会計課長、どうぞ。

○吉村会計課長 それでは、着座のまま御報告させていただきます。

調査の結果につきまして、お手元の報告書に基づき御説明させていただきます。

まず、1ページ目の1、調査経過でございませぬが、これは、知事部局、教育委員会とほぼ同様でございませぬので、割愛させていただきます。

次に、報告書2ページになりますが、調査対象は、警察本部の33所属及び23警察署の計56所属並びに物品納入業者273業者を対象とし、期間としましては、平成15年度から平成20年度の期間について実施をしております。

調査の内容等につきましては、資料にありますとおり、預け金、差しかえ事案の有無、不適正な現金等の有無についての確認のために、警察本部会計課によりまず所属長を初め物品調達にかかわる事務担当者からの聞き取り、各所属における全職員に対するヒアリング及び支出関係書類のチェック並びに備品類

の確認等の作業を行うとともに、物品納入業者につきましても、知事部局において実施された調査結果に基づき、対象業者すべての取引状況について確認を行いました。

なお、警察本部会計課によりまず聞き取り対象は、この資料にありますとおり、649名、これには退職者118名を含んでおります。

それから、各所属におきますヒアリング対象者、これは、警察学校の初任科生を除きます全職員数、3,362名となっております。

この調査により判明しました不適正と史料される事案につきまして、さらに外部調査委員による納入業者への実地調査、警察本部会計課によりまず対象所属に対する実地調査等による詳細な調査、いわゆる裏づけ調査を行ってまいりました。この結果、報告書の3ページにありますとおり、平成15年度におきまして、差しかえに該当する事案が1件、八代警察署において確認されました。

事案の概要につきましては、報告書4ページにあります。当時、八代警察署において、物品納入事務を担当する職員が、警察署の施設維持管理業務及び拾得物処理等の記録用のデジタルカメラの必要性を認識し、購入を検討したのでありますが、当時、デジタルカメラの配分は、捜査等の現場部門が優先されていたために、通常の手続では相当の期間を要すると判断し、購入したものであります。

カメラの購入金額は4万6,536円でありました。この購入金額につきましては、当時の販売価格等を調査した結果、妥当なものであったと判断しております。なお、このカメラにつきましては、現在も同署に保管され、購入目的のために使用されていることを確認しております。

県警察における不適正事案は、以上の1件でありました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○早川英明委員長 以上で説明が終わりましたので、質疑を受けたいというふうに思います。

○倉重剛委員 非常に残念な事件だというふうに実感をいたします。執行部も御存じだと思いますけれども、この決算委員会というのは、本来であれば、昨年度中に終了してまとめに入っている時期ですけれども、今年度は、自然保護課の不正処理というものが問題になって、今日まで延長になっているわけですね。今度またこれだけ多くの、想像以上の件数が出てきたということについては、驚くというよりも、非常に残念ですね。県民の信頼を裏切ったということはもちろんのことですけれども、県職のいわゆる意識の問題等々を考えると、議会という立場からいっても、非常に、これはチェック機関ですから、我々としては、一体今まで何をチェックしてきたのかという我々の反省もありますけれども、非常に残念な事項だというふうに思います。

先ほど、知事みずからこの委員会に教育長も含めて出席されるという異例中の異例でございまして、本当にちょっと我々は大きなショックを受けているということは事実であるかと思えます。

幸いにして、不幸中の幸いといえますか、事件そのものが——公的な形で使われているという、公用に利用されているということだけは一部救いですけれども、しかし、処理等についてやってはいけないという問題等もあるとするならば、非常に我々としては、これは県執行部さらには議会ともどもに大きな反省として、二度と起こっちゃいけない問題ですから、ぜひこの際、知事御出席ですので、知事のマニフェストにもちゃんと書いてありますように、どうかひとつ、起こらないようないろんな措置をしていただかないかぬとい

うふうに思います。

そういうことで、逆に言えば、これは極論ですけれども、決算ができないで次の予算等は審議できないと言っても過言ではないと私は思います。全職員に対して、どうかひとつ意識改革をぜひやっていただきたいということをあえて申し上げたいと思います。以上です。

○角田総務部長 今、倉重委員の方からいろいろ御意見等をいただきました。確かに、私たちも痛恨の極みでございます。これから先は、再発防止対策につきましては、今後また検討していきますけれども、二度とこういうことが起こらないような、そういうようなシステムなり、それからまた職員の意識なり、そういうものに十分に注意してやっていきたいというふうに思っております。

○氷室雄一郎委員 知事の方から3点ほどお話が今ございましたけれども、システムの弾力的な運用面の問題、また、予算の執行の手続とか、一つはそのシステムの問題もあろうかと思っておりますけれども、これは平成15年からの調査で、中には慣例的なものもあったのではないかと思っております。

まず、そのシステムとか、そういう問題の前に、職員の意識といいますか、やっぱりその辺の問題もあるのではないかと。特に、出先機関等が非常に高い数字も出ておりますので、なれ合い的な部分もあったのではないかと思っております。

知事が述べられましたように、両面からの厳しい今後の対策も必要ではないかと、また、我々も議会として反省すべき点はあったと思うんですけれども、その2点。

まず第1点は、意識というものからきちっとした改革を行っていかねければ、システムの弾力的な運用を図るといふ以前の問題ではないかと思っております。

非常に残念なことでございますけれども、これ以後の対応についての厳しい対策を求めおきたいと思っております。

以上でございます。

○早田順一委員 先ほどから、それぞれ謝罪がございまして、そもそも、この問題については、6月に代表質問で、裏金の問題ということで代表質問が出ておりました。その7月に何も無いということでもございましたけれども、保護課の問題でこれまで調査をして、これだけの内容が出てきたわけでもございます。

そういった流れを考えると、職員さんたちの意識改革、これが本当にできるかというのがちょっと不安に思うところでもありますけれども、蒲島知事がしっかりとやっていくということを申されましたので、私どももしっかりそれを信用しながら、ともにやっていきたいというふうに考えておりますので、ぜひ頑張ってやっていただきたいと思えます。

○井手順雄副委員長 今回、預け、差しかえ、このようにたくさんあったというのは本当に遺憾ということでございますけれども、先ほど知事がおっしゃったように、システムですね——意識改革も必要なんですけれども、今までのシステムがどうだったのかという検証をまず行って、今後どうすればいいのかというのが一番大事であるという皆さん方の御意見であります。

また、例えば、先ほどの事例の中で、例えば教育委員会のトイレトーパーやらコピー、これは一般で考えれば、我々普通の一般人が考えれば、一括して購入して、安く買って——その都度買うよりも安いわけですね、一括で。で、置き場所がないから毎月持ってきていただく、これが預けということで違反であるというふうなこと自体も考えますし、また、警察の方でも、今デジカメが要るんだ

というふうな形の中で、じゃあ来年、当初予算でまた計上してという、1年待たなくちゃいけない。こういうことも、いかんことではあろうけれども、そういうのが違反ということであれば、これはもう根本的に、そういう備品とか消耗品の使い方、購入の仕方というの、一番最初から見直すというようなことが必要であろうというふうに思いますけれども、国の考え方、また、いわゆる調査機関という部分もあります。そういう兼ね合いもあって大変厳しいというふうには思いますけれども、何らかの抜本的な対策というのをとってやっついていかないと、今度、県の職員さんの給料も下げる、またしてこういうことで何も買えない、それで県民サービスの低下につながるということがあっちゃ絶対いけないと私はそう思いますので、やっぱり今後の対策というのが、どういうことを出されるのか、これを皆さん方にわかりやすく、また、これをやれば絶対こういう事態がありませんよというような対策をとっていただきたいと要望しておきます。

以上です。

○森浩二委員 昨年の12月からですか、調査が始まりまして、いろいろ聞いたところ、職員が何名かパニックになっている、そういう話を聞くんですよ。ノイローゼぎみになって——あんまり調べるからですね。だから、一応この調査が終わったら、結果がこれだけ出たんですけれども、処分は全然されないわけですよ、職員に対しては。どうするんですか、これは。

○角田総務部長 処分につきましては今後また検討していきたいと思っておりますが、処分がないということはありません。

○森浩二委員 そういう職員もいますので、そのフォローをやっぴり——ちょっとパニック

になっている人が何人かいると聞きましたので、その辺のところを確かめてみていただきたいと思います。

○池田和貴委員 今回の発表、知事のさっきのお言葉じゃありませんが、残念だったとおっしゃいました。本当に、それは私たち県議会としてもやはり同じ気持ちであります。チェック機関としての県議会のあり方というのも当然考えなければいけない問題だろうというふうに思います。

ただ、やっぱり1つ言えるのは、裏金問題については、ここ数年、他県でいろいろ問題になってきております。特に宮崎県が、3年連続決算を不認定というようなこともありまして、本来この決算のあり方等、その辺の議論もあっていたわけでありまして、また、さまざまほかのところの報道を受けて、本来であれば、やはり公務員としてのコンプライアンスをきちんとその時点で考えてやっついていかなければいけなかったということが、今回の調査で、その辺のコンプライアンスに対する職員の方の意識がどうだったのかというのは、本当に問われるんだろうと思います。

コンプライアンスをきちんとやっていることを前提にして、県庁とか、いわゆる公的なシステムというのは回っているはずでありますので、本当にここは根本のところだと思いますので、そのコンプライアンスに対する意識づけをさらにやっていただきたいというふうに思っております。

今実際にこの場でこの数字を挙げられて、どういう意見があるかという、考えるところはいろいろありますが、最終報告に向けて、自分なりに調査しながら、また意見を述べさせていただきたいと思いますが、ぜひそのコンプライアンス、遵守については、もうやられるということでございますが、そこが前提になっているんだということをもう一回

理解していただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○早川英明委員長 ほかにございませんか。

それでは、ほかにはないようでありますから、執行部からの物品調達等に関する不適正な事務処理の調査の報告では、本委員会に付託されております19年度決算に係る期間にも不適正な事務処理が存在することが報告をされました。今この資料を見てみますと、約1,400万ほどが19年度の決算特別委員会の付託の中であったように思います。

決算特別委員会として、付託された19年度決算関係22件に係る認否についてを整理する必要があります。認否についての整理は、本日の委員会ではなく、持ち帰ってそれぞれ検討していただき、次回——次回の日程は2月26日を考えておりますが、その日に整理するのが適当であろうと、私、委員長として考えます。そのような取り扱いにしてよろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○早川英明委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

ここで、認否の整理に係る資料を担当書記から皆様方に配付させていただきます。

(資料配付)

○早川英明委員長 それでは、持ち帰っての検討時の参考にしていただければ幸いというふうに思います。だだいまの資料ですけども。

次に、これまで、第2回委員会から合計6回にわたって部局ごとに審査を行ってきたところではありますが、その審査結果についての取りまとめに移っていきたいというふうに思いますけれども、取りまとめは、これまで委員による協議としておりますので、執行部の皆様方は、ここで退席をしていただきたいというふうに思います。本日はまことに御苦労さまでございました。

(執行部退席)

○早川英明委員長 それでは、まず、委員長報告の章立てについてでありますけれども、今回は、執行部から不適正な事務処理の報告がありましたので、昨年度とは一部変更して、4章立てで作成したいと思っております。内容につきましては、資料2ページのとおりです。ちょっと配付の資料を目を通してください。

このうち、第3については、次のページのとおりで「第3 審査の経過及び結果」として、この部分については、次回の審議を踏まえて整理をしていきたいというふうに思っております。

次に、4章のうち、お手元にお配りしております資料の4ページから6ページの「第4 施策推進上改善又は検討を要する事項等」についてお諮りをいたします。

このことは、各部局ごとの審査の中で、概ね50を超える項目の指摘がありましたが、各委員から出された意見を踏まえて、できるだけ委員会の総意となるよう留意しながら、より重点を絞って取りまとめたものであります。

もちろん、個々に触れなかった項目についても、委員会議事録にも記載されますし、当然執行部において改善、検討されると考えております。

それでは、まず、担当書記から、その部分について朗読させます。

○徳永議事課長補佐 朗読させていただきます。資料4ページでございます。

第4 施策推進上改善又は検討を要する事項等(案)

審査の過程において各委員から出されました、施策推進上改善又は検討を要する事項について申し上げます。

【 共 通 】

1 収入未済の解消については、関係部局においてそれぞれ努力の跡が見られるが、財源の確保及び負担の公平性の観点に立ち、費用対効果も十分踏まえながら、さらに適切かつ効率的な徴収対策を講じること。

(総務部、健康福祉部、商工観光労働部、農林水産部、土木部、教育委員会、警察本部)

#### 【地域振興部】

2 地方バスの路線が廃止された市町村では、乗合タクシーや巡回バス等の開設で対応している状況も見られる。県としては、単に補助金を削減するのではなく、地域の生活交通を維持するという観点から、今後の支援のあり方を検討すること。

3 電子申請システム「よろず申請本舗」については、県民の利便性向上を図る目的で多額の費用を投入して開発されたところであり、県民が利便性を実感できるようなシステム運営を行うとともに、電子申請システムの周知・広報に努めること。

#### 【健康福祉部】

4 特定疾患、いわゆる難病対策については、患者医療費負担の軽減等、県が実施する特定疾患治療研究事業に対する国の補助金が確保されず、県の超過負担は相当な額に達している。超過負担の解消に向け、引き続き国に働きかけること。

5 医師不足については、大学等の関係機関と十分協議するとともに、女性医師の就業継続方策など効果的な対策を検討し、地域医療の充実に努めること。

#### 【環境生活部】

6 高齢者など弱者を悪質な消費者被害か

ら守るための施策や、食の安全に関わる県民情報への対応など、県民の安全・安心を担保するための取り組みに当たっては、消費生活センターと関係機関との連携が十分図られ、その効果が上がるよう取り組むこと。

#### 【商工観光労働部】

7 城南工業団地、白岩産業団地及びテクノ・リサーチパークでは、未分譲の区画が複数残っている。分譲価格の見直しをされているが、地域経済活性化に向け、地元町とも協力して早期に分譲できるよう努めること。

8 中小企業振興資金の収入未済については、これまでも滞納先の債権管理に取り組まれているが、滞納先の訪問強化等を行い、さらにその解消に努めること。

#### 【農林水産部】

9 県産農産物のブランドを確立し、元気ある本県農業にしていくために、生産者が競争力のある良い作物をつくれるよう、農業研究部門の重要性を認識した取り組みを行うこと。

10 熊本県林業公社については、林業公社経営改善推進委員会の提言等に基づく経営改善への取り組みが着実に実行されるよう、引き続き助言、指導及び監督を行うこと。

#### 【土木部】

11 地域の重要な産業である建設業は、公共事業の減少に伴い、厳しい状況にある。引き続き発注制度の見直しに取り組み、改善すべきところは改善して技術と経営に優れた企業の育成に努めること。

#### 【教育委員会】

12 毎年増えている育英資金等の未収金に

については、借受者間における公平性確保の観点から、滞納者の所得等の把握に努め、適切な徴収対策を講じること。

- 13 不登校問題については、近年減少してきた不登校者が平成19年度においては増加に転じている。しっかりと状況を把握し、学校としての適切な対応を行うとともに、スクールソーシャルワーカー制度の一層の活用を図ること。

【警察本部】

- 14 犯罪認知件数の減少など指数治安は着実に改善されてはいるものの、平成19年の県民の意識調査結果では、過半数の人が体感治安は悪化していると回答している。その改善に向け、なお一層県民の目に見えるような治安向上に努めること。

【企業局】

- 15 阿蘇市車帰の風力発電施設については、当初計画に比べて稼働率が低迷している状況にある。企業会計の経済性の発揮という観点に立ち、今後の対応について、早急に整理すること。

- 16 耐震補強工事が必要となっている県営駐車場については、事業の外部委託や財産の譲渡等も含めて今後の方向性について検討を行うこと。

以上でございます。

○早川英明委員長 今朗読していただきましたこの案について御意見はありませんか。

自分のは載っくらぬということがありますけれども、先ほど私が言いましたようなことで、今これには要約をして載せております。

○倉重剛委員 いいんじゃないですか。決算委員会のやり方はこうですよ、今までは。

○池田和貴委員 今の不適正な事務処理等に

かかわることはこの中には盛り込まない……

○早川英明委員長 いや、これはこの後にまた、それは先ほど私が言いましたような形で……

(「持ち帰って」と呼ぶ者あり)

○早川英明委員長 はい、持ち帰って、皆さん方の結果によって、この方向をそれに報告します、このほかに。

そこは、議事課長の方から説明をお願いします。

○東議事課長 全体の構成で、昨年度と少し変えたところということで、お手元に配付してあります資料の3ページをお開き願いたいと思います。

次回、それぞれこの委員会でいろんな意見が出てくると思います。その意見を踏まえて、最終的に決算認定をどうしていくかというところもお話いただくことになるんじゃないかと思っています。

そのところにつきましては、この3ページの「審査の経過及び結果を記載」というところにずっと載せていくということで考えております。

○早川英明委員長 これでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○早川英明委員長 それでは、本日の結果を踏まえて、さらに検討の上、次回の委員会で関係部分の委員長報告(案)を提案することといたします。

今回は、先ほど言いましたように、第11回決算特別委員会となりますけれども、2月26日にしたいというふうに思います。午前10時からです。決算の認否及び委員長報告案についてお諮りをしたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○早川英明委員長 それでは、そのようにさ

せていただきます。

皆さん方、お帰りになりましたら、事が重大であります。19年度の私たちのこの委員会というのは、きょうの発表では15年度から5年間をされましたけれども、19年度の決算委員会が前提であります。だから、その数字を踏まえて、ほかの4年のことも頭にかんがみながら、ひとつ、さっきペーパーが渡りましたが、それぞれ、きょうは各派代表の皆さん方がお見えであります。持ち帰って慎重に審議をしていただきますように御協力をお願い申し上げます。

それでは、本日はこれをもちまして終わります。

午後0時17分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

決算特別委員会委員長